

割、給勤賞與ヲ支給ス

イ) 半月ノ總労働時間ノ中廿四分ノ壹以上出勤セサル者

ロ) 半月内三回以上ノ遅刻セサル者

三) 無届出勤三日以上ニ及ビタル者ハ退職者ト認め

四) 消耗品ハ今後工場ニ於テ購入シ元價ヲ以テ供給ス

但シ購入價格高キニ失スル際ハ直ニ申出ツ

五) 疾病負傷者ハ工場法規定ニ依ル

六) 受負單價ハ各號按ニゴニ對シ貳割値下ス

七) 七ヶ年者工場祝賀金ハ本章程解決ト同時ニ半額ヲ

支給ス(半額解決ト同時ニ支給シタリ)

八) 常備工賃ハ最低貳割トシ従来ノ受負收入額ヲ比例

ニ基準トシテ高低ヲ定ム

九) 不正行為ニ依リ解雇シタル者ニ對シテハ本規定ハ

凡テ適用セズ

十) 本規定ハ協定成立ノ日ヨリ實施スルモノトス

右協定之通リ解決ス

大正十四年一月十日

大正工場主

從業員代表

大野 寅之助

長共川 孝太郎

鈴木 範吾

森田 辰希

立會者

武 友 平

原 虎 一